

○鳥取県公安委員会審査請求手続規程

平成28年3月31日

公安委員会規程第2号

注 令和8年6月から改正経過を注記した。

鳥取県公安委員会審査請求手続規程を次のように定める。

行政不服審査手続規程（昭和45年鳥取県公安委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、鳥取県公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（審理官）

第3条 鳥取県警察本部長（以下「本部長」という。）は、鳥取県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての鳥取県公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる鳥取県警察の職員（以下「職員」という。）のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により2人以上の審理官を指名する場合には、そのうち1人を、当該2人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

（1）審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

（2）審査請求人

（3）審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

（4）審査請求人の代理人

（5）前2号に掲げる者であった者

（6）審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

（7）利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（物件の提出の方法）

第4条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及びこの規程の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、鳥取県警察本部を経由して行うものとする。

（審査請求の受付）

第5条 審査請求を受け付けたときは、審査請求受付簿（様式第1号）に必要な事項を記載するものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第6条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知等）

第7条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第8条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

（執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等）

第9条 法第25条第3項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第25条第2項又は第3項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2

項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

第10条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

第11条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第27条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求書（様式第2号）と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第12条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第13条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第14条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第17条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第18条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（様式第3号）を作成しなければならない。

(1) 事案の件名

(2) 提出を受けた年月日

(3) 提出人の氏名及び住所

(4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査庁は、提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第11条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第19条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

3 第17条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第17条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質

問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

- 3 第17条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第23条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

- 3 第14条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第24条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(様式第4号)を送付して行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第25条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結等)

第26条 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、審理官は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告することができる。

(1) 次に掲げる規定の相当の期間内に、当該物件が提出されず、更に一定の期間を示して提出を求めたが当該物件が提出されなかったとき。

ア 法第29条第2項の弁明書

イ 法第30条第1項後段の反論書

ウ 法第30条第2項後段の意見書

エ 法第32条第3項の証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

オ 法第33条前段の書類その他の物件

(2) 申立人が正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審査手続は、前2項に規定する報告により、審理を終結することが決裁されたときに終結するものとし、審理官は、事件記録等を公安委員会に引き継ぐものとする。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達的方式等)

第27条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第28条 第11条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

(審査会への諮問等)

第29条 審査庁は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第104条第1項に規定する審査請求及び鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第18条の3第1項に規定する審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であるとき。

(2) 審査請求の全部を認容する裁決をするとき。ただし、反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問から、審査会による答申を審査庁に報告するまでの事務は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）及び鳥取県情報公開条例を担当する所属長が専決することができる。

(令8公委規程6・一部改正)

(答申の尊重)

第30条 審査庁は、前条第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(雑則)

第31条 この規程の実施に関し必要な細目的事項については、本部長が別に定める。

(令 8 公委規程 6 ・旧第32条繰上)

附 則

- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての鳥取県公安委員会に対する不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年 3 月 8 日公安委員会規程第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 3 月 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にされた申請に係る審査請求については、なお、従前の例による。

附 則 (令和 5 年 4 月27日公安委員会規程第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にされた申請に係る審査請求については、なお、従前の例による。

附 則 (令和 8 年 6 月25日公安委員会規程第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 6 月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にされた申請に係る審査請求については、なお、従前の例による。

様式第 1 号(第 5 条関係)

審査請求受付簿				受付番号		
委員長	委員		本部長	部長	課長	室長
受 付 年 月 日						
審 査 請 求 人 の 住 所 ・ 氏 名						
審 査 請 求 に 係 る 処 分 の 内 容						
処 分 年 月 日						
審 査 請 求 の 要 旨						
処 分 者						
処 理 結 果	裁 決 (決 定) の 内 容					
	処 理 年 月 日					
備 考						

注：備考欄には、書類の送達状況等審理手続の経過に関し参考となる事項を記載すること。

様式第 2 号(第11条、第18条、第28条関係)

還 付 請 書

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

住所

氏名

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 印

様式第 3 号 (第18条関係)

提 出 物 目 録			
年 月 日			
鳥取県公安委員会 印			
行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を受領した。			
記			
事案の件名			
提出 人	氏 名		
	住 所		
提出を受け た年月日		年 月 日	
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者 官職 氏名 ⑩			
(提出人への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。			

		第		号	
提出書類閲覧日時等指定書					
		年		月 日	
殿					
				鳥取県公安委員会 印	
につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第38条第 3 項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。					
記					
1 閲覧の日時					
		年		月 日	
		午		時 分から午 時 分まで	
2 閲覧の場所					
(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること。					

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第11条、第18条、第28条関係)

(令 8 公委規程 6 ・一部改正)

様式第 3 号 (第18条関係)

様式第 4 号 (第24条関係)